

障がい者雇用の推進に関する協定

障がい者の社会参画と自立支援を推進するため、掛川市福祉事務所（以下、「甲」という。）と掛川公共職業安定所（以下「乙」という。）は、甲における障がい者等に対する就労支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、障がい者の社会参画と自立支援を推進する必要があるとの認識を共有するとともに、掛川市雇用対策協定に基づく事業計画に定められた障がい者の雇用対策を推進し、掛川市雇用対策協定に基づく取組に関する目標を達成するため、甲と乙との緊密な相互連携と協働に基づく就労支援を実施することにより、甲における障がい者等に対する経済的自立、早期就労の実現を図ることを目的とする。

（取組内容）

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、障がい者等の就労支援に関して、両者の役割分担と相互の連携・協力の方法を明確にするとともに、前条の目的の達成に向けて一体的に取り組むため、障がい者等に対する就労支援の状況について、可能な範囲で情報の共有化を図るものとする。

- 2 甲は、就労を希望する障がい者及びその関係者等（以下「支援対象者等」という。）に対して具体的な取組を必要とする場合は、乙に対して支援対象者等を紹介し、乙は、チーム支援等により積極的な対応を行うものとする。
- 3 乙は、甲における障がい者就労に関する事業への取組が円滑に進むよう、甲に対して障がい者雇用に当たっての国等からの支援策や企業の先進事例等に係る情報提供を行うものとする。

（委任）

第3条 この協定の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

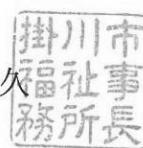
（疑義）

第4条 この協定に関する疑義や定めのない事項について明らかにする必要が生じた場合は、甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市福祉事務所長 齋藤 善



乙 掛川市金城71
掛川公共職業安定所長 小寺 勝

